

記入例

萩市長あて

相続人代表者指定(変更)届

地方税法第9条の2第1項の規定による被相続人にかかる徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く）および還付に関する書類を受領する代表者として、下記のとおり届け出ます。代表者の指定（変更）については、相続人全員の同意を得ております。

なお、当該相続財産およびこの届出の内容に関して万一争い等が起きた場合は、相続人代表者が責任を持って対処することを誓約します。

被相続人 (死亡された方)	住 所	萩市大字江向 510 番地		
	フリガナ氏 名	ハギシ 太郎 萩市 太郎	生年月日	S・H・R 20 年 4 月 1 日
	死亡年月日	令和 6 年 4 月 1 日		
相続人 代表者	住 所	萩市大字江向 1 番地		
	フリガナ氏 名	自署又は記名押印 はぎし はなこ 萩市 花子	被相続人との続柄	長女
	生年月日	S・H・R 50 年 5 月 1 日		
	連絡先	0838 (25) 3136		
前相続人 代表者 (相続人代表変更 の場合のみ記入)	住 所			
	フリガナ氏 名	自署又は記名押印	被相続人との続柄	
その他の 相続人	住 所	氏 名	続柄	
	山口県山口市	萩市 次郎	長男	
	代表相続人以外の相続人（法定相続人）の「住所」「氏名」「被相続人との続柄」を記入してください。 ただし、住所は記載が可能なところまでで構いません。			

※その他の相続人の方の住所は記載が可能なところまで記入してください。

関係課（係） 確 認 印	市民税	／	固定税	／	軽自税	／	国保料	／	介護料	／	後期料	／

相 続 人 の 範 囲

相続人の範囲は、民法で次のとおり定められております。

- (1) 相続人の範囲
- 死亡した人の配偶者は、常に相続人となり、配偶者以外の人、次の順序で配偶者と一緒に相続人になります。

第1順位

死亡した人の子供

その子供が既に死亡しているときは、その子供の直系卑属（子供や孫）が相続人となります。

第2順位

死亡した人の直系尊属（父母や祖父母など）

父母も祖父母もいるときは、近い世代である父母の方を優先します。

第2順位の人、第1順位の人がいなくとき相続人になります。

第3順位

死亡した人の兄弟姉妹

その兄弟姉妹が既に死亡しているときは、その子供

第3順位の人、第1順位の人、第2順位の人がいなくとき相続人になります。

なお、相続を放棄した人は、初めから相続人でなかったものとされます。

また、内縁関係の人は、相続人に含まれません。

★ 還付金の振込先連絡票

※ 税及び保険料の還付金が発生した場合は、相続人代表者様にお返しいたします。

還付金の振込先を下記へご記入ください。

		(連絡先		) TEL													
銀 行	金融機関名			支店名				種別		口座番号							
								普通 当座									
ゆうちょ銀行		記 号						番 号									
フリガナ																	
口座名義人																	

※銀行またはゆうちょ銀行どちらかの口座を記入して下さい。

連絡先には、日中にご連絡がつく電話番号をご記入ください。

萩市収納課収納係
TEL0838-25-3575